

インフルエンザにおける出席停止期間

出席停止期間⇒発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。

※発症した次の日を1日目として5日間は出席停止となる。

発症後4日目以降に解熱した場合には、解熱後2日間（幼児にあっては3日間）を経過するまで出席停止となるため、5日間を越えての出席停止となる。

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症した後5日登校不可								
発熱	→ 解熱	×	×	×	×	○	○	○
発熱	→	→ 解熱	×	×	×	○	○	○
発熱	→	→	→ 解熱	×	×	○	○	○
発熱	→	→	→	→	×	×	○	○
				解熱	→ 解熱後2日	→		
発熱	→	→	→	→	→	×	×	○
					解熱	→ 解熱後2日	→	

★ 1日のうちで発熱したり下がったりした場合は発熱期間とします。

★ 治癒証明書の提出は必要ありません。